

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱の制定について

4 農 産 第 3 5 0 6 号
令和 4 年 1 2 月 1 2 日
農林水産事務次官依命通知

産地生産基盤パワーアップ事業について、この度、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱

制 定 令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号
一部改正 令和 5 年 12 月 6 日付け 5 農産第 3287 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和 2 年 12 月 8 日付けで改訂された「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、水田・畠作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援する。

(通則)

第 2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の（1）及び（2）に要する経費を交付することを目的とする。

（1）新市場獲得対策

ア 別表1の事業に要する経費

（2）収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 別表2のIの基金の造成に要する経費

イ 別表2のIIの事業に要する経費

（定義）

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

（1）新市場獲得対策

ア 抱点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画（「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

イ 連携者

抱点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

ウ 麦・大豆国産化プラン

本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。

（2）収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。

イ 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会（以下「地域協議会」と総称する。）をいう。

ウ 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、別記2に定める基準を満たすものをいう。

エ 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であって、都道府県知事により別記2に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

オ 取組主体事業計画

別表2に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

カ 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、別記2に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

キ 基金管理団体

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

（事業の内容）

第5 本事業は、新市場獲得対策及び収益性向上対策・生産基盤強化対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表1及び別表2に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合については、別表2に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

（事業の実施等）

第6 事業実施計画及び都道府県事業実施計画並びに取組内容の変更手続について、別記1及び別記2により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

（1）新市場獲得対策

原則として、適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合

においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新市場推進事業（別表1のIの1、2及び3の（2）のイ）
- (2) 新市場整備事業（別表1のIIの1、IIの3の（1）のイ）
- (3) 基金事業（別表2のI）
- (4) 都道府県推進事業（別表1のIの3の（1）及び（2）のア）
- (5) 都道府県整備事業（別表1のIIの3の（1）のア及び（2）、別表2のII）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3に定めるところによる。

ただし、第5第1項のただし書きに規定する事業に要する経費については、農産局長が別に定めるところによる。

3 基金事業に係る基金造成については以下に定めるところによるものとする。

- (1) 基金管理団体は、第1項第3号の交付を受け、産地パワーアップ事業

基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

（2）基金の管理等

- ア 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
- イ 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。
- ウ 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。
- エ 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、共通5に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。
- オ 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
- カ 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。
- キ 基金管理団体は、共通5に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

（3）基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

（4）基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

（流用の禁止）

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるI、II及びIIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第1号-1、基金事業にあっては別記様式第1号-2、都道府県推進事業及び都道府県整備事業にあっては別記様式第1号-3による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表3の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体、都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第 10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第 11 交付決定者は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。

2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第 12 推進事業者等は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第 13 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。

3 地方公共団体以外の推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めてこととし、当該申立書の提出のない者に

については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 推進事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 推進事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第3条第1号イ及びロの大引が別に定める軽微な変更は、別表3の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 16 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 17 推進事業者等は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号-1に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求、補助金の支払)

第 18 推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号－1 による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

2 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号－2 による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

3 都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第 7 号－1、基金事業にあっては別記様式第 7 号－2、都道府県推進事業、都道府県整備事業にあっては別記様式第 7 号－3 のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第 14 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 推進事業者等は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合

又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 20 交付決定者は、第 19 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難いときは、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 21 推進事業者等は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 20 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 22 交付決定者は、第 14 第 1 項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 推進事業者等が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用し

た場合

- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第 23 推進事業者等は、推進事業対象経費（推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、推進事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(補助金の経理)

第25 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第26 推進事業者等が地方公共団体の場合にあっては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第27 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、推進事業者等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申

請書に記載してある場合は、次の条件により推進事業者等による間接補助金の交付の決定をもって推進事業者等の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による推進事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を推進事業者等に納付せることがあること。

2 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 推進事業者等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 推進事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第11第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

6 推進事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

8 推進事業者等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

第 28 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 29 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第 30 基金管理団体は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第 31 基金管理団体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならぬ。

(他用途使用の禁止)

第 32 基金は、別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、同項に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第 33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 8、第 14 から第 17、第 19、第 21 から第 23 まで、第 25 及び第 26 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならぬ

い。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 助成金により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、取組主体は、都道府県による基金管理団体の承認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 前号による基金管理団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付させることがあること。
 - (4) 取組主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (5) 取組主体は、第4号により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 2 基金管理団体は、第1項第2号により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 3 基金管理団体は、第1項第3号により都道府県から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
 - 4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、都道府県は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

（基金運営に関する監督・指導）

第34 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

（事業実施状況等の報告）

第35 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等、取組主体及び基金管理団体が行う事業実施状況の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業評価の報告)

第 36 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体の事業評価の報告については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(事業の適正な執行の確保及び指導推進等)

第 37 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第 38 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号、元生産第 1697 号、元政統第 1781 号食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止の前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

別表1（新市場獲得対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 (1) 生産安定・効率化機能の具備・強化 (2) 供給調整機能の具備・強化 (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (4) 農業機械等の導入及びリース導入 (5) 効果増進・検証事業 (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。） (6) 民間事業者 (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記1別紙1に定める場合に限る。以下同じ。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記1別紙1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1別紙1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 別記1別紙1に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)及び(6)の事業 事業費の1/2以内（別記1別紙1に定める場合にあっては、定める額）とする。 (4)の事業 導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。 (5)の事業 定額とする
2 園芸作物等の先導的取組支援 (1) 果樹 (2) 茶 (3) 花き	事業実施主体は、別記1別紙2に定める者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記1別紙2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記1別紙2に定める要件を満たしていること。	補助率は、別記1別紙2に定めるとおり（定額又は事業費の1/2以内）とする。
3 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策 (2) 園芸作物等 ア サプライチェーン強靭化支援のうち加工・業務用野菜産地育成推進 イ 需要拡大支援	事業実施主体は、別記1別紙3に定める者とする。 事業実施主体は、別記1別紙4に定める者とする。	採択要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙3に定める成果目標の基準を満たしていること。 イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 ウ 別記1別紙3に定める要件を満たしていること。 (2) の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙4に定める成果目標の基準を満たしていること。	補助率は、次に掲げるとおりとする。 (1) の事業 補助率は導入する機械等の導入費用の1/2以内とする。 (2) の事業 定額、リース導入する農業用機械等の本体価格の事業費の1/2以内とする。

		<p>イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。</p> <p>ウ 別記1別紙4に定める要件を満たしていること。</p>	
--	--	--	--

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携 産地の体制強化 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 产地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設	事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者 (7) 特認団体 (8) コンソーシアム	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記1別紙1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1別紙1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (5) 別記1別紙1に定める要件を満たしていること。	補助率は事業費の1/2以内とする。
3 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工施設整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (ウ) 農産物処理加工施設 (エ) 種子種苗生産関連施設 イ 麦・大豆ストックセンター整備対策 (ア) ストックセンター (2) 園芸作物等 サプライチェーン強靭化支援のうち ア 流通体制合理化整備事業 イ 野菜加工施設整備事業	事業実施主体は、別記1別紙3に定める者とする。 事業実施主体は、別記1別紙4に定める者とする。	採択要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙3に定める成果目標の基準を満たしていること。 イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 ウ 別記1別紙3に定める要件を満たしていること。 (2) の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙4の成果目標の基準を満たしていること。	補助率は、事業費の1/2以内とする。

		<p>イ 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>ウ 別記1別紙4に定める要件を満たしていること。</p>	
--	--	---	--

別表2（収益性向上対策・生産基盤強化対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。なお、別表2の事業における事業実施主体は、都道府県とする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者（別記2に定めるものをいう。以下IIの収益性向上対策について同じ。） (6) 農業者の組織する団体（別記2に定めるものをいう。以下同じ。） (7) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記2に定めるものに限る。以下同じ。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イの事業 事業費の1/2以内（ただし、別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、メニュー一欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は定額（1/2相当）とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。 (2) の事業 事業費の1/2以内（別記2に定める場合にあっては、定める額以内）とする。 (4) 及び(5)の事業 定額（別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。 (6) の事業 定額（ただし、別記2に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。

(注1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、IIのメニュー欄の1に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注2) 第5第1項ただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 食品事業者</p> <p>以下のアからウまでの場合に限るものとする。</p> <p>ア 米粉、大豆製品及び茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>(9) 中間事業者(別記2に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。</p> <p>(10) 流通業者(別記2に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 都道府県知事が地方</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことがあるとが見込まれること。(別記2に定める場合を除く。)</p>	<p>補助率は事業費の1/2以内(ただし、別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内)とする。</p>

	農政局長等と協議して認める団体 (12) コンソーシアム		
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。	補助率は事業費の1/2以内とする。

別表3（第7、第8、第14及び第15関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1 産地生産基盤パワーアップ事業推進費 (新市場推進事業) I 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 II 園芸作物等の先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に関するもの III 需要拡大支援	定額 1／2以内 1／3以内	地方農政局長等 農林水産大臣 地方農政局長等 農林水産大臣	1 補助率が異なると経費の相互通じる間に経費の増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI、II及びIIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI、II及びIIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	2 産地生産基盤パワーアップ事業基金造成費 (基金事業) I 事業費 本要綱に基づいて行う事業に係る次の①及び②に掲げる経費として、基金の造成に要する経費 ① 収益性向上対策 ② 生産基盤強化対策 II 事務費 基金の管理に要する経費	定額	農林水産大臣		1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業整備費 (新市場整備事業) 整備事業費	1／2以内	地方農政局長等		1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

区分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
3 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業推進費(都道府県推進事業) 推進事業費	定額 1／2以内	地方農政局长等	1 補助率が異なると経費ごとに相互通じる増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
4 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業整備費(都道府県整備事業) I 整備事業費 II 附帯事務費	1／2以内 (ただし、別記2に定める場合にてあつては、定める率又は額以内とする。) 1／2以内	地方農政局长等	1 経費の欄に掲げるI及びIIの間に相互通じる経費の増減 2 補助率が異なると経費ごとに相互通じる増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別記様式第1号－1（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

（注）

- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 添付書類
- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
 - (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※○○事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第1号－2（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
産地生産基盤パワーアッ プ事業基金造成費	円	円	円	
I 事業費 II 事務費				

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 規約及び会計に関する規程
- (2) 業務方法書（案）

別記様式第1号－3（第9関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区分	補助率	間接補助事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

（注）1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

- 4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
- (1) 補助金交付規程又は要綱
 - (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
 - (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
 - (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第13、第27及び第33関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

[推進事業者等] 殿（第13）
[間接補助事業者] 殿（第27）
[取組主体] 殿（第33）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
2 記の記載要領は、別記様式第1号-1、第1号-2及び第1号-3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）

2. 推進事業等の内容及び進捗状況

3. 遅延理由

4. 遅延に対して講じた措置

5. その他

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		令和〇年〇月〇日までに完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
〇〇〇〇	円	円	%	円			

(注) 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2 「総事業費」の欄には、基金事業にあっては基金の造成額を記載すること。

3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

*〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号－1（第18第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義
振込先金融機関・口座番号：〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金 中9割相当額	(B) 既受領額		遂行状況 報告(※)	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C)) 残額		事業完了予定年月 日	備考
				金額	出来高		金額	〇月〇日 まで予定出来高	金額	〇月〇日 まで予定出来高		
産地生産基盤パワーアップ事業費	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
整備事業費												
附帯事務費												

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。

「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。」

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号－2（第18第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第2項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-1（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。（また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	推進事業等に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

（注）

- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

※ 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載する。

※ 妥当性協議に当たり提出した申請書の記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の(注)に置き替える。

(注)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」)旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付すること。
- 4 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し)を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料(例:写真、議事録等の写し)を、「及び」以降に追記すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-2（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	推進事業等に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		負 担 区 分
		国庫補助金等 (A)	国庫補助金等 (A)	
産地生産基盤パワーアップ 事業基金造成費	円	円	円	
1 事業費				
2 事務費				

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号－3（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定によりその実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注) 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。
(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式8号（第19第2項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定期間 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「3 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1号-3の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額
金 円
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除
税額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）
なお、推進事業者等が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
(1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(3) 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
(4) 推進事業者等が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第10号（第25関係）

財産管理台帳

推進事業等名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名								
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承認 年月日	処分の内 容	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

産地生産基盤パワーアップ事業補助金等調書

記載要領

- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「推進事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該推進事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越し」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書き（）すること

別記1 新市場獲得対策

第1 事業の内容等

本事業の内容等は別紙に定めるとおりとする。

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別紙1に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別紙2に定めるとおりとする。
- 3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）
別紙3に定めるとおりとする。
- 4 国産シェア拡大対策（園芸作物）
別紙4に定めるとおりとする。

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下「本事業」という。）での取組の内容は、Iの1、IIの1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Iの1の(1)の才の取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が必要に応えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セリリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の(3)の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体の出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下、本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Iの4、IIの4に定めるところによるものとする。

(3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3のとおりとする。

5 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

- (4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙様式第4号により事業実施状況を翌年度の6月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) 及び (2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手續に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(4) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の(1)から(3)までのいづれかについて具備・強化を図るものとする。

(1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、

農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

- (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
- (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

1 本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、IIの1の(2)から(5)までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。

- (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
- (2) 以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

- (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

2 本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体

3 本要綱別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する

る各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

- (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあっては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付けの場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

I 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

イ 生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データや場での生育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。

ウ 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

エ 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

オ 端境期等に対応した出荷体制の整備

実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、国内産が需要に応えられていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新たな野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持した今までの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るため、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

イ 集出荷調整機能の高度化

安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

ア G A P・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

イ 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。

ウ 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

エ 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組
産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から(3)までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から(3)まで((1)のオの取組を除く。)の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費(1の(4)及び(5)の取組を除く。)は、別表1-1に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表1-1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1の(5)の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表1-1に掲げるもののうち、次の(ア)から(オ)までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機

械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

1 の（1）の才の取組については、10 a 当たり 15 万円とし、対象品目が 1 年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6 の（2）のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の 10 a 当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は 6 の（2）に掲げる取組を実施する面積のいづれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいづれか一つ設定するものとする。

(1) 販売額又は所得額の 10%以上の増加

(2) 契約栽培の割合を 10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を 50%以上すること

(3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を 80%以上すること

(4) 労働生産性の 10%以上の向上

(5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の 5 %以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表 1－2 の「推進事業の配分基準について」により選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1 協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5 千万円を上限とする。

(2) 1 の（1）の才に取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5 ha 以上とすること。なお、対象品目を 1 年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別紙様式第 1 号別添 3－1 により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）が、出荷前までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

(イ) 対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

(ウ) 数量契約を行う場合にあっては、対象品目の数量（以下「契約数量」という。）

(エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(3) 1の(1)の才に取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷庫・保冷庫）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きよ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病害虫防除・連作障害回避対策

土壤消毒等、病害虫防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壤改良資材施用

土壤の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行う

ものとする。

- (イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とできるものとする。

- (カ) 次の経費は、助成対象としない

- a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
- c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- d 本体価格が 50 万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費
- e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

- (キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

- (ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするために、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和 4 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ 農業用機械を導入する場合

- (ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- (イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。
- 地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに

に基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 貸借料を徴収する場合は、原則として「（事業費－助成金）／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

（5）1の（5）に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(6) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

- ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。
- イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。
- ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

II 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 产地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設

2 対象地域

(1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設（施設園芸栽培技術高度化施設に限る。）については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができます。

(2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内（以下「市街化区域」という。）（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通1のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

4 成果目標

整備事業の成果目標は、共通8に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

5 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかにつ

いて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」より16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

- (1) 1協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20億円を上限とする。
- (2) 整備事業で整備する施設については、共通2に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならぬものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、別記1の別紙1の第3の3による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適切な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

- (9) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- (10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。
- (11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数十年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあっては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- (14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (16) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- なお、事業実施主体は、別記1の別紙1の第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- (17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」とい

う。)については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食農 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知(以下「事務取扱」という。)) を準用するものとする。

(19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後 6 年以内に整備は場を畠地化(経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。)の別紙 1 に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。)することとする。

8 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成 23 年 3 月 17 日付け環廃産發第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」(平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号生産局農産部園芸作物課長通知)等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すも

のとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用に努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) G A Pへの対応

本事業において施設等を整備し、G A P認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(8) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表1－1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する

			<p>人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2 第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費 	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費 	
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費 	
	費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2 第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必 	

		要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
端境期等対策支援費		・端境期等対策産地の育成に直接必要な作柄安定等の取組に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表1－2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
・販売額又は所得額の10%以上の増加
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率
100%以上・・・10ポイント
95%以上・・・8ポイント
90%以上・・・6ポイント
85%以上・・・4ポイント
80%以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減
15%以上・・・10ポイント
13%以上・・・8ポイント
10%以上・・・6ポイント
8%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント

別紙様式第1号（別記1別紙1第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施主体計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業実施主体計画を添付すること。
2 特認団体の協議にあっては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- （注） 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、
その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、
当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙1第3の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙1第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第6号（別記1別紙1第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画		
		目標 (年)	計画策定期 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画策定期 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)
施設整備	利用量 (t、kg等)								
	利用率 (%)								
	収支差 (千円)								
	収支率 (%)								
	累積赤字 (千円)								

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【推進事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事 業 実 施 年 度 : 年度

事 業 実 施 主 体 名 :

所 在 地 :

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1のIの1の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は 割合		

（注）別記1別紙1のIの4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立			
費 　目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 　目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 　目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 　目			
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費 　目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 　目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 　目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費 　目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 　目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 　目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 　目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費 　目			

カ 輸出対応型産地の育成			
費　目			
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入			
費　目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費　目			
イ 技術等の実証の取組			
費　目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費　目			
合　計			

(注1) 「備考」欄には、単価、人數等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、別記1別紙1の別表1－1に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立

① 労働力調整体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積 (延べ面積)	取組内容	備考

※ (延べ面積) は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

- 添付書類
1. 契約内容確認書（別紙様式第1号別添3-1）
 2. 事業の取組内容（別紙様式第1号別添3-2）
 3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

契約内容確認書

採択年度 (契約年度)		
対象品目名		
契約期間（注1）		
契約方法（注1）	数量契約（t）	面積契約（ha）
	○○.○	○○.○
加工形態（注2）		
備考（注3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年月日

住所
出荷者名

年月日

住所
(注4) 中間事業者名

年月日

住所
実需者名

- (注) 1 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
 2 (注1)については、契約期間が1年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
 3 (注2)については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
 4 (注3)については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
 5 (注4)については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

1 対象契約の計画

	1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
契約者名			
契約期間			
数量 契約 の 場合	契約数量 (t) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">換算面積 (ha)</div>		
	※契約数量のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">換算面積 (ha)</div>		
面積 契約 の 場合	契約面積 (ha) 		
	※契約面積のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)		

単収	kg/10a
----	--------

- (注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）の該当する方を記載する。
 2. 数量契約の場合、換算面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）は契約数量から、単収で除して記載する。
 3. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。
 4. ※の欄は、対象期間の設定されている品目のみ記載すること。

2 事業内容 実施期間（○年度～○年度）

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の取組

対策項目	取組内容	取組面積(ha)
① 専用ほ場の設定		1年目
		2年目
		3年目
② 生産コストの 低減・省力化		1年目
		2年目
		3年目
③ 流通コストの 低減		1年目
		2年目
		3年目
④ トレーサビリ ティシステム の導入		1年目
		2年目
		3年目
⑤ 実需者ニーズ に即した生産 ・出荷		1年目
		2年目
		3年目
⑥ 出荷量の安定		1年目
		2年目
		3年目

(注) 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

イ 作柄安定の取組

対策項目	1年目		2年目		3年目	
	取組内容	面積	取組内容	面積	取組内容	面積
① 土層改良・排水対策						
小計	O. O ha		O. O ha		O. O ha	
② 病害虫防除・連作障害 回避対策						
小計	O. O ha		O. O ha		O. O ha	
③ 地温安定・保水・ 風害対策						
小計	O. O ha		O. O ha		O. O ha	
④ 土壤改良資材施用						
小計	O. O ha		O. O ha		O. O ha	
取組面積 (実面積)	O. O ha		O. O ha		O. O ha	

(注) 1 1つの対策項目において、複数回の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

2 取組面積（実面積）は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添4

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	導入時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式第1号（新市場対応）別添5

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) G A P・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・地域名	対象品目名

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※ ①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※ 課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添6

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月 ・台数など)				
購入価格（税抜 き） [1]	(円)				
うちオプション分 (税抜き)	(円)				
購入価格（税込 み） [2]	(円)				
購入費助成申請額 [3]	(円)				
購入物件保管場所					
備考					

注1：「購入価格（税抜き）」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入してください。

注2：「購入費助成申請額」欄には、[1]×1／2以内の額を記入してください。

注3：「備考」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を記入してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 様数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費 (円)	うち助成金申請額(円)	備考
具体的な内容 (資材の名称等を 具体的な内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価			
合計					

注：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定（導入する農業用機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 · リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 · 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※1）	年月	～	年月	(月)	備考
	リース借受日から〇年間（※2）				(年)	
リース物件取得予定価格（消費税抜き）①					(円)	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）②					(円)	
リース料助成申請額③					(円)	
リース諸費用（消費税抜き）④					(円)	
消費 費 稅 ⑤					(円)	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ① - ② - ③ + ④ + ⑤					(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式の□印にレ点を記入すること）。						
□ I リース物件価格 × リース期間 / 法定期間年数 × 1/2 以内			□ II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内			

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し、規模決定根拠、その他地方農政局長等が必要と認める資料等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

6. 「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるAIデータ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を
 - 整備している（又は整備する見込みである）
 - 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー

(令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー・アグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt, MASSEY FERGUSON, Valtra)、CLAAS KGaA mbH, CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

別紙様式第1号（新市場対応）別添7

8. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費			備考
						(円)	国費	自己資金	
合計									

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施 主体名	対象 作物名	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 (実証リース機械 (能力、台数) 等)	総事業費			備考
							(円)	国費	自己資金	
計										
計										
合計										

(注1) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の○の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

**産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)**
事業実施主体計画【整備事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事 業 実 施 年 度 : 年度

事 業 実 施 主 体 名 :

所 在 地 :

整備事業の明細表

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (○年度)		目標 (○年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、 検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	○市 ○町 ○村	番地 m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状 (〇年度)	取組後							
				事業実施年 (〇年度)		2年目 (〇年度)		3年目 (〇年度)			
				処理量	kg	處理量	利用率	處理量	利用率	處理量	利用率
							0%		%		%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「一」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (〇年度)				取組後											
				事業実施年 (〇年度)				2年目 (〇年度)				3年目 (〇年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「一」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) ○○運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稲収穫期		(例) 通常の保管場所整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を 活用した場合)		
			3年前 (〇年度)		2年前 (〇年度)		前年度 (〇年度)					
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率				
			kg	%	kg	%	kg	%				

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)	完了(予定) 年月日				費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他		

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費) 千円／ha,t,m ² 等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (〇年度)	2年目 (〇年度)	3年目 (〇年度)	4年目 (〇年度)	5年目 (〇年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 趣旨

輸出の拡大や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした家庭内消費の拡大、輸入品から国産品への切り替えなど需要構造が変化する中、新たな需要に対応する生産体制の構築を早急に進めていく必要がある。このため、需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う。

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はⅠからⅢまでのとおりとする。

- I 果樹
- II 茶
- III 花き

(1) ほ場条件整備

園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壤土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組

(2) 設備導入

かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組

(3) 品質向上

有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組

(4) 技術実証・展示

安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る取組

(5) 品目等転換検討・調査

より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組

(6) 伐採・抜根・整地

永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組

(7) 栽培環境整備

品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組

(8) 植栽

果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組

(9) 未収益支援

果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組

(10) 研修の開催等

新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組

(11) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びIからIIIまでに定める通りとする。

ただし、果樹に係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。

（1）ほ場条件整備 1／2以内

（2）設備導入 1／2以内

（3）品質向上 1／2以内

（4）技術実証・展示 定額、1／2以内

（5）品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。ただし1経営体当たり上限20万円とする。）

（6）伐採・抜根・整地 1／2以内

（7）栽培環境整備 定額（転換面積10aあたり30万円以内）

（8）植栽 1／2以内

（9）未収益支援 定額

（10）研修の開催等 定額

（11）推進事務 定額

第3 事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポ

イントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

- (1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のIの事業については応募者に対して、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の通知があった場合、応募者に対し審査結果を通知するものとする。
- (3) 農産局長及び地方農政局長等は、選定審査委員会による指摘等がある場合には、応募者に指示し、指摘等を反映した申請書類を提出させることとする。

なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のIにあっては農産局長、第2の1のII及びIIIにあっては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、(1)に準じて行うものとする。

ア 事業内容の取組の新設

イ 成果目標の変更

ウ 特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

- (3) 第2の1のII及びIIIの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア 事業の実施要件を全て満たしていること。

イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第2号により農産局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間

に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第9の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 農産局長等は、(1)のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようするものとする。

第5 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

- 1 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関する必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者（果樹はIの第2の3、茶はIIの第4の(6)に記載）のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。
 - (1) 農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 事業実施主体が第7の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき。
 - (3) 導入した設備が消滅又は消失したとき。
 - (4) 導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。
 - (5) 改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。

第6 設備等の管理運営に関する基準等

1 管理運営

支援対象者は、事業により整備した設備や場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

2 指導監督

事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。

3 事業名等の表示

支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等に報告するものとする。
- (2) 農産局長等は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表1（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none">事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 (ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)	<ul style="list-style-type: none">取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none">事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	<ul style="list-style-type: none">賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。実働に応じた対価以外の有給休

			暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要な原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものと除く。）	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	転換等助	・生産者が転換先品目を導入す	

	成費	るために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壤土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壤改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	
	設備設置費	以下の設備の設置に直接必要な経費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合

		部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費	理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の販売価格支持又は所得補てん
- ・新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表2（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・効率性を除く審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
------	------	------	------

有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> 事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 予算計画は妥当なものになっているか。 目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 事業遂行に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。 認められない。	5 3 1 0
品目ごとに、2項目の審査基準を設定			

2 各品目の審査基準

(1) 果樹

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
果実・果樹に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・果実の生産に関する知見を有しているか。 ・果実の流通に関する知見を有しているか。 ・果実の加工に関する知見を有しているか。 ・果実の消費に関する知見を有しているか。 ・果樹に係る試験研究等果樹農業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
事業実施者等との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者と事業実施者との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・『果樹産地構造改革計画について』（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知。）に基づく産地協議会や農業協同組合等の関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 ・都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。 	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 3 1 0

(2) 茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント	
茶に対する知見	<ul style="list-style-type: none"> ・茶の生産に関する知見を有しているか。 ・茶の流通に関する知見を有しているか。 ・茶の加工に関する知見を有しているか。 ・茶の消費に関する知見を有しているか。 ・茶に係る試験研究等茶業に関する知見を有しているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0	
成 果 目 標 に 関 す る 基 準	IIの第4の(1)のア	産地で推奨する品種の栽培面積の割合	100% 95%以上 90%以上 85%以上 80%以上 80%未満	5 4 3 2 1 0
		産地で推奨する品種へ転換する面積の割合	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上 10%未満	5 4 3 2 1 0
		生産量又は販売額の増加割合	20%以上 18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 12%未満	5 4 3 2 1 0
		有機栽培面積の割合	28%以上 26%以上 24%以上 22%以上 20%以上 20%未満	5 4 3 2 1 0

IIの第4の(1)のオ	輸出向け栽培面積の割合	28%以上	5
		26%以上	4
		24%以上	3
		22%以上	2
		20%以上	1
		20%未満	0
IIの第4の(1)のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの3年間の平均値とする。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0

(3) 花き

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準 (IVの第8の1)	転換元品目から転換先品目への転換面積 ※転換先面積の品目が複数の場合は、各品目の合計の面積とする。	140a以上 115a以上 90a以上 65a以上 40a以上 40a未満	5 4 3 2 1 0
転換先品目に関する需要状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・転換先品目の需要を把握しているか。 ・転換面積と需要見込み量が整合していると認められるか。 ・転換先品目の需要が輸出拡大又は新たな用途などの国内の既存生産者と競合しない需要か。 ・転換先品目について継続的な需要確保が見込まれるか。 ・協議会の場合は実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）が構成員となっている、協議会以外の場合は実需者と連携し事業を実施する体制となっているか。 	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

I 果樹

第1 趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で2割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴灌水同時施肥法や機能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。

これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(2) 事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

(3) 業務の内容については、2に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。

(4) 必要な報告の聴取又は調査

事業実施主体は、(3)の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(5) 事業の円滑な推進

事業実施主体は、(3)の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要となる取組

アからウまでのはか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業実施者

(1) 本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

(2) 都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ 事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際

の事務手続に準じるものとする。

(3) 別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験（以下「技術の実証」という。）の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア 自らが取組を実施すること。

イ 取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

(4) 事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、(3)にあっては、この限りでない。

3 支援対象者

第3に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の(4)、(5)及び(6)に限る。また、2(3)の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。

(1) 産地計画において扱い手と定められた者

(2) 産地計画に参画している生産者（1年以内に扱い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

(3) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた扱い手等（目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

(4) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

(5) 生産出荷団体（別紙2の第2の1(4)に定める取組に限る。）

(6) 農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者

第3 事業の内容

国際競争力の強化に向けた果樹産地の体质強化を図るため、第2の1の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第2の3に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）が、『果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）等に基づき、当該計

画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙2の第2の1に掲げる取組に対し支援する取組とする。

また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。

- (1) 技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証とし、その補助率は1／2とする。
- (2) 植栽(別紙2の第2の1(8))及び伐採・抜根・整地(別紙2の第2の1(6))とあわせ行う植栽(伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。)については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形(未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上することが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Iにおいて以下同じ。)や、省力的植栽(園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品目・品種の植栽とする。
- (3) 別紙2の第2の1の(9)の未収益支援の補助率は、10a当たり22万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。
- (2) 別紙2の第2の1(8)及び(9)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。

転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真(日付入り)等の確認根拠書類を5年間保管すること。

- (3) 支援対象者が事業実施から4年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者(第2の2(3)の場合にあっては事業実施者をいう。以下同じ。)が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。

ア 支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること

イ 生産量又は販売額を12%以上増加させること

ウ 災害防止設備又は病害低減設備の導入により、対象となる災害又は病害が大きく発生した年と比較して単収を1割以上増加させること

エ 技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること

(4) 実施面積が1ha所当たり以下のとおりであること。

ア 別紙2の第2の1のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね2a以上

イ 別紙2の第2の1(1)及び(2)に定める取組（以下、「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10a（ただし、土壤土層改良の取組は地続きでおおむね2a）以上

ウ 別紙2の第2の1(4)に定める取組：おおむね200a（ただし、別紙2の第2の1(4)に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね2a）以上

(5) ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

(6) ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

第5 果樹先導的取組支援事業実施計画

(1) 支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第1号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第2号及び別紙参考様式第3号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。

(3) 果樹先導的取組支援事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第6 推進指導体制等

(1) 全国段階

事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、農産局と連携して必要な情報の収集に努めるとともに、事業実施者その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

事業実施者は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他関係機関に指導を行うものとする。

(3) 産地段階

産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、技術の実証についてはこの限りでない。

第7 補助金の配分等

1 補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

- ア 担い手への園地の集積状況
- イ 振興品目の生産状況
- ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- オ 農業共済及び収入保険の加入状況
- カ G A P の取組状況
- キ 革新計画（令和元年度持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画又は令和2年度及び令和3年度スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援により策定した計画）の策定の有無
- ク 輸出の取組状況
- ケ 水田活用の取組状況
- コ 労働生産性向上の取組状況

(2) (1)に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、(1)に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

(3) 設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに(1)に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上

位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第4号又は別紙参考様式第5号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 実績報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、第5の（1）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第6号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第2の2（3）の場合にあっては事業実施主体）に報告するものとする。
- (2) 事業実施者（第2の2（3）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。

4 補助金の支払い

事業実施主体は、3の（1）及び（2）により報告された場合には、第2の1（2）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第2の2（4）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。

第8 その他

- 1 支援対象者等は、事業の実施に当たり複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。
- 2 本事業の手続きに係る様式は、別紙参考様式を例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めることができるものとする。

II 茶

第1 趣旨

茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。

こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。

これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、以下（1）に掲げる者とし、（2）の全ての要件を満たすものとする。

- （1）ア 農業者の組織する団体
　　イ 公社
　　ウ 協議会

- （2）ア 茶についての知見を有し、かつ、茶産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。
　　イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの。）を備えていること。

なお、（1）のア及びウにあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

ウ 日本国に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員でないこと。

カ 構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。

第3 事業の内容等

1 本事業で支援する取組

第2の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体质強化を図るために行う別紙2の第2の1に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

(1) 設備導入（別紙2の第2の1（2））については、以下に定めるところによるものとする。

ア 事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第5号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること。

ウ 導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと。

エ 導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) 品質向上（別紙2の第2の1（3））については、以下のとおりとする。

ア 棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ 直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ 有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ 輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がGFPコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

(3) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、以下のとおりとし、その補助率は1／2以内とする。

ア 技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ 展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資するほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

(4) 植栽（別紙2の第2の1（8）。台切りを含む。）及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。）については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体质強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援（別紙2の第2の1（9））については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10a当たり単価
(ア) 植栽に伴う未収益支援①	141,000円

(イ) 植裁に伴う未収益支援② (第4の(6)のア(カ)を満たす場合に限る。)	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

2 事業実施区域

原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度 (事業実施年度からの年数)
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を8割以上とすること。	3年後
イ	栽培面積の1割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	3年後
ウ	生産量又は販売額を12%以上増加すること。	3年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を2割以上とすること。	4年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を2割以上とすること。	3年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を1割以上増加すること。	3年後

(2) 受益面積が20a以上であること。

(3) 第3の1(1)に取り組む場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(4) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日

以上)をいう。以下同じ。)に65歳未満の者が含まれること。

(5) 受益農業従事者のうち少なくとも1名以上が、以下のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

イ 経営再開マスタートップラン(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタートップランをいう。以下同じ。)において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

ウ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に定める地域計画(以下「地域計画」という。)において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

エ 農地中間管理機構(農地主幹管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(6) 第3の1(2)及び(4)に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア 支援の対象となる生産者

事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ(荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。)に参画している者でなければならない。

(ア) 茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20a以上であること。

(イ) 茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のaからdまでのいずれかに該当すること。

a 人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

b 経営再開マスタートップランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

c 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

(エ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。

(オ) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合

にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

- (カ) 第3の1の(5)の(イ)に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。
- a 40a以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと。
 - b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。
 - (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - (c) 生産コストの低減に資する土壤分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

イ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (ア) 第3の1(2)に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) 植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。
 - (ウ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。
 - (エ) 当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
 - (オ) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
 - (カ) 過去（同一の作物年に実施する場合を除く）に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。
- (7) 受益農業従事者が5名以上であること。

第5 事業実施確認・報告

1 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第4の(6)イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

- (2) 事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。
- ア 事業の取組が確実に実施されたこと。
 - イ 実際の支援対象面積
 - ウ 植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - エ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
 - オ 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
 - カ 有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機JAS等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
 - キ 輸出向け栽培体系への転換を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。
- (3) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者、茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (4) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (5) 確認業務の委託
- 事業実施主体は、(1) 及び (2) に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
- ア 法人格を有していること。
 - イ 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - ウ 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
 - エ 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。
- (6) 実施確認結果の通知
- ア 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。
 - イ アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。
- 2 事業実施状況の報告
- 本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第4の(1)に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 補助金の返還
- 事業実施主体は、2の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継

続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

(1) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

(2) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

III 花き

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、人々の生活様式の変化が定着する中で、花きの需要は葬儀やイベントなどの業務用が大きく減少し、個人・家庭向けの需要等が増加するなど、実需者から求められる用途や品目等が急激に変化している。

このような状況の中、花き産地の中には急激な需要変化に対応できず、供給過多あるいは供給不足といった品目が発生しており、産地の生産品目を現在の需要動向に適応したものとともに、実需から需要の高い品目の生産拡大、安定供給が課題となっている。

また、我が国の切り花等の輸出が増加傾向にある中、輸出先国で需要がある品目の供給が追いつかず、輸出拡大の機会を逃している、あるいは我が国への外国産品の輸入が減少し、国産品を求める実需者の声があるにもかかわらず、当該品目を供給できず、国内シェアの奪還の好機を逸しているといった事態も見られる。

このような課題に対応し、我が国の花きの国際競争力の強化、産地の維持及び発展を図るために、需要変化によって需要回復が見込まれない花き品目（以下「転換元品目」という。）から需要がある品目、品種（以下「転換先品目」という。）への産地の作付の転換を速やかに行い、実需者が求める品目等の安定供給が可能な生産体制を早期に構築することが必要である。

このため、国内外の需要変化に対応し、マーケットインの発想で需要がある品目等への転換を行い、生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組を支援する。

第2 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア (2) の要件を満たす協議会

イ 農業協同組合連合会又は農業協同組合

ウ 生産者団体（構成員に事業対象品目の生産者を5戸以上含み、本事業の取組を実施できる体制を有するとともに法人格を有する団体）

(2) 協議会の要件は次のとおりとする。

ア 本事業を活用し品目等転換の取組を行う意向がある5戸以上の生産者又は生産者団体、農業関係団体、都道府県、市町村、実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）、試験研究機関など本取組の実施に必要な関係者が参画しており、このうち5戸以上の生産者又は生産者団体が必ず含まれていること。

イ 協議会の構成員の中から本事業の実施及び補助金の会計処理等を適正に行う能力及び体制を有する者又は団体が協議会事務局として選定されていること。

ウ 協議会事務局が補助金交付等に関する全ての手続等を行うこと。

- エ 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。
 - オ 事業に関する会計手続等について、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 品目等転換の取組を円滑に行うため、事業実施主体は、転換先品目についての需要を有する実需者との連携体制の構築に努めるものとする。

第3 事業の内容

第2の事業実施主体が行う、別紙2の第2の1に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要となる取組とする。

各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものに限るものとする。

- (1) 設備導入（別紙2の第2の1（2））については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。
- (2) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。
- (3) 伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））については、花木に限るものとする。
- (4) 栽培環境整備（別紙2の第2の1（7））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等ととする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となること。
- (2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。
- (3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

- (1) 優先順位の高い取組

- ア 転換先品目の需要を把握している取組
- イ 転換先品目の需要見込みと転換面積が整合していると認められる取組
- ウ 輸出向けの品目への転換等、新規需要に対応する取組
- エ 協議会の構成員に実需者が含まれるなど実需者との連携を確保している取組
- オ 転換先品目について、継続的な需要確保が見込まれている取組

(2) 転換先品目等の調整

複数の協議会から同一の品目への転換が多数要望された場合にあっては、農産局長は転換先品目の需要の規模や他産地への影響等について確認するため、必要に応じヒアリングを行い、調整等を行うことができる。

第6 事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、品目等転換を行うに当たり転換先品目に明確な需要（実需者からの取扱要望等）があることを調査等により把握するほか、事業実施地区及び近隣産地の転換先品目生産者への影響を分析し、他の転換先品目生産者への悪影響が生じないよう配慮するものとする。
また、品目等転換の方針や内容について必要に応じ、関係取引先や都道府県、市町村、農業団体等の意見を聞くものとする。
- 2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業による品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 転換先品目の選定に当たっては、転換先品目の需要が一過性のものであり短期で消失する可能性がないかなど需要の継続性を考慮するものとする。
- 4 転換先品目については、する事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5 事業実施主体は、事業評価が終了後も転換先品目の生産の継続に努めるものとする。なお、事業実施後の需要変化等により転換先品目の継続が困難あるいは別の品目へ転換した方が生産者の所得向上に資するなど合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 6 本事業で導入する生産資材等の選定に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象とすることがないよう、公正かつ合理的に選定を行うこととする。
- 7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施又はAGMIRUの活用等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

別紙様式第1号
園芸作物等の先導的取組支援(○〇)

(事業実施主体→農林水産省農産局長^{注1})

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長^{注1} 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(○〇)の事業実施計画の(変更)協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類^{注2}を添えて協議します。

- 注 茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。
注 関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1(茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3)を添付すること。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（○○）
事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（○○）
実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度： _____ 年度 _____

事業実施主体名： _____

所 在 地： _____

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第1 事業概要

1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

2. 事業目的

--

3. 取組概要（第2の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内 容 (手法、時期、 対象者など)	活動指標 (箇所数など)

4. 事業実施体制

--

5. 事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する 経費	委託先	委託理由

6. 成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

7. 成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（〇〇年度）	達成度 (自己評価)	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第2 本事業の取組計画(実施状況)

1. ほ場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

2. 設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

3. 品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

4. 新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

--

5. 品目等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
品目名	面積	品目名	面積		

※ 品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

② 需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

6. 伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

7. 栽培環境整備 ※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

8. 植栽（区分欄には樹形または取組内容を記載） ※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

9. 未収益支援 ※果樹・茶のみ

区分	対象面積

--	--

10. 研修の開催等

① 研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

11. 推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

第3 事業実施経費

事業内容	金額（円）	うち国庫補助金（円）	備考（経費の必要性等）
果樹・茶・花きの安定供給体制確保			
1 防災設備・ほ場条件整備			
費目			
費目			
2 設備導入			
費目			
費目			
3 品質向上の取組			
費目			
費目			
4 技術実証・展示			
費目			
費目			
5 品目等転換検討・調査			
費目			
費目			

6 伐採・抜根・整地			
費　目			
費　目			
7 栽培環境整備 ※品目転換時のみ			
費　目			
費　目			
8 植栽 ※果樹・茶のみ			
費　目			
費　目			
9 未収益支援 ※果樹・茶のみ			
費　目			
費　目			
10 研修の開催等			
費　目			
費　目			
11 推進事務			
費　目			
費　目			
合　計			

注1：単価、人數等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。

注2：「費目」欄には、交付等要綱別記1別紙2別表1に掲げる費目を記入すること。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号-2-1 事業実施計画書（果樹）

1 事業効果

事業成果	成果の活用方法、波及効果等

※想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

2 事業成果の公表

取組項目	事業成果	公表時期	公表方法	備 考

3 事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ2枚以内に整理して添付すること。

※ 提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2 (3) (6) (8) (9) のいずれかに取り組む場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度 年度 計画期間 ~ 年度 GFPコミュニティサイトへの登録 有 無 区域名

1 地域の農業生産の概要

2 地域の茶業生産の現状と課題

現状(年)				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3 地域で生産する茶の需要の見込み

4 地域の茶業の展開方向

5 地域における改植等の実施時期

植栽	~
伐採・抜根・整地	~
棚施設を利用した栽培法への転換	~
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	~
有機栽培への転換	~
輸出向け栽培体系への転換	~

6 関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

※参集範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

[]

7 産地が推奨する茶品種

[]

※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

8 その他必要な事項

[]

(参考) 地域における植栽等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分	現状	3年後	備考
地区全域の茶園面積			
うち 樹齢30年以上			
樹齢30年未満25年以上			
樹齢25年未満20年以上			
樹齢20年未満10年以上			
樹齢10年未満			
うち 有機栽培認証取得茶園			
うち 棚栽培実施茶園			
うち てん茶生産茶園			
うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

注1：事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。

注2：集計がない、又は集計できない場合には備考欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を備考欄に明記すること。

茶生産者グループ別事業実施(変更)計画一覧表

注1: 茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。

注2:本別紙のIIの第4の(6)(力)の規定に従い、植栽に伴う未収益支援(2)の場合は、以下の取組を行う。(ア)~(イ)

- (ア) 40アール以上又は植栽実施面積の1割以上に以て異なる品種への転換を行うこと
(イ) 次の①～⑤の項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けて取組を行うこと

 - ① 輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
 - ② 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証はの設置
 - ③ 生産コストの低減に資する土壤分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - ④ 機械化作業体系に資する茶樹の収穫方向の統一化
 - ⑤ 国内マーケットへの新規創出に向けた茶葉茶、半辛茶等の栽培・加工の取組の実施

注3: 年度内事業実施の確実性の記入については、生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。

農地・中間管理構造との連携の有無の確認欄については、当該年度までに農地・中間管理事業者により支援対象者への貸し付けが確実に見込まれる茶園において茶の植栽等を実施する取組が行われる場合に〇を記入する。

する。

別紙様式第1号-2-3 事業実施計画書（花き）

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1 取組実施の背景・産地の課題

--

2 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

--

3 本事業の実施により見込まれる（発現した）効果

--

4 本事業の取組計画**ア 技術実証・展示・設置計画（結果）****① 検討会の開催**

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 実証試験等の実施

実施時期	実施場所及び実施面積	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

③ マニュアル等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

イ 栽培環境整備計画（結果）**① 検討会の開催**

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

② 栽培環境整備の内容

実施時期	転換先品目の需要見込み (数量又は面積)	事業費の内訳	備考

添付書類 注1：事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委託契約書の案

注2：設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等

注3：事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長※ 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(○〇)の交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第4の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長[※] 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(○〇)の事業実施状況報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第4号

園芸作物等の先導的取組支援(○〇)

(事業実施主体→農林水産省農産局長[※])

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長[※] 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(○〇)の評価報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2の第7の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1－1号別添1に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援(茶)
の入札結果の報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506
号)別記1別紙2のⅡの第3の1の(1)の規定に基づき、下記のとおり入札結果を報告しま
す。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格(税抜)	円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	
落札業者名(契約業者名)	
契約価格(税抜)	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	令和〇年〇月〇日〇〇〇号 交付決定

注1:「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入す。

注2:「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最
終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)

注3:不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約
である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。

注4:「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄
まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。

注5:交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。

注6:本報告に際しては、工程表を添付すること。

注7:事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。

〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)

都道府県名	産地協議会名

I 農業者の概要

農業者氏名	農業者住所	農業者の位置づけ	要件(第4(3))
		担い手・その他	ア・イ・ウ

注1：生産者組織(特認団体も含む)が事業を実施する場合、「農業者氏名」の欄には代表者名を、「農業者住所」の欄には代表者等の住所を記入すること。

注2：農地中間管理機構が事業を実施する場合、「農業者」とあるのは、「農地中間管理機構」と読み替えるものとし、「農業者の氏名」の欄には当該農地中間管理機構の名称及び代表者名を、「農業者住所」の欄には、当該農地中間管理機構の所在地の住所をそれぞれ記入し、「農業者の位置付け」の欄にはその他に「○」を付すこと。

II 果樹先導的取組支援の事業計画(実績)

園地番号	園地の所在地	転換元(現況)		転換先		事業内容	計画面積 (受益面積)	事業量	事業費	補助金	補助率	事業着工 (予定) 年月日	事業完了 (予定) 年月日	備考
		品目	(品種名)	品目	(品種名)									
1						優良品目・品種への転換	(改植)	㎡	円	円				
						(新植)	㎡	円	円	円				
						(高接)	㎡	円	円	円				
						改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	㎡	円	円	円				
						災害防止設備の設置	()	㎡	円	円				
						安定生産に資する設備の設置	()	㎡	円	円				
						ほ場条件の整備	()	㎡	円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	㎡	円	円	円				
						病害低減設備の設置(雨よけ設備)	㎡	円	円	円				
								円						
2						優良品目・品種への転換	(改植)	㎡	円	円				
						(新植)	㎡	円	円	円				
						(高接)	㎡	円	円	円				
						改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理	㎡	円	円	円				
						災害防止設備の設置	()	㎡	円	円				
						安定生産に資する設備の設置	()	㎡	円	円				
						ほ場条件の整備	()	㎡	円	円				
						省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	㎡	円	円	円				
						病害低減設備の設置(雨よけ設備)	㎡	円	円	円				
								円						

合 計			事業実施園地数	計画面積 (受益面積)	事業費	補助金
			(改植) [園地]	m ²	円	円
			(新植) [園地]	m ²	円	円
			(高接) [園地]	m ²	円	円
			未収益期間の栽培管理	[園地]	m ²	円
			災害防止設備の設置	[園地]	m ²	円
			安定生産に資する設備の設置	[園地]	m ²	円
			ほ場条件の整備	[園地]	m ²	円
			省力的植栽及び省力樹形ほ場の展示	[園地]	m ²	円
			病害低減設備の設置	[園地]	m ²	円
					円	円

- 注1: 「転換元(現況)」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元(現況)」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合(優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合)は、「転換元(現況)」の欄にその品目及び品種を記入すること。
 なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区別して記入すること。
 「改植」は別紙2第2の1(6)、(8)の取組、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とすること。
- 注2: 「事業内容」の欄については、災害防止設備の設置及び安定生産に資する設備の設置を実施する場合は、()書で導入した設備や資材を記入すること。また、ほ場条件の整備を実施する場合は、()書で「園内道の整備」、「傾斜の緩和」、「土壤土層改良」、「排水路の整備」のいずれかを記入すること。
- 注3: 「事業内容」の[]書は、本事業により整備する(した)園地数を記入すること。
- 注4: 「事業完了(予定)年月日」の欄には、支援対象者が事業実施者に対して「果樹先導的取組支援事業実績報告兼補助金支払請求書」を提出する年月日を記入すること。
- 注5: 「事業量」の欄については、優良品目・品種への転換(改植・新植)を実施する場合は、植栽する苗木の本数を、高接を実施する場合は、穂木の重量を、ほ場条件の整備(園内道の整備)を実施する場合は、延長・幅員を記入するなど、事業内容に応じた事業量を記入すること。
- 注6: 「改植・新植に伴う未収益期間の栽培管理」の「事業費」の欄については、実施面積(受益面積)に4年間(農地中間管理機構が改植・新植を行った後に同機構により保全管理が行われた場合には、当該年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)を減じた年数。)及び助成単価55円／m²を乗じて得た額を記入すること。
- 注7: 1園地で複数の事業内容を実施し、現行の様式で行が不足する場合は、必要に応じて行を追加すること。
- 注8: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
- 注9: 計画を変更する場合又は計画と実績が異なる場合、変更前(計画)と変更後(実績)を対比できるように、数値が異なる部分についてのみ変更前(計画)を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において変更前(計画)の数値、変更後(実績)の数値及び差額をそれぞれ三段書きで記入する。
- 注10: 「改植」、「新植」、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」の取組は別紙様式第5号参照。

園地 番号	園地の貸与・譲渡の状況		園地の 所有者	特例 農地	出作地
	時期	貸与・譲渡先 (担い手)氏名			
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 注1: この表は、担い手以外の者が優良品目・品種への転換を実施する場合に記入すること。
- 注2: 「時期」の欄は、担い手に園地を貸与又は譲渡する場合、その予定期を、「貸与・譲渡先氏名」の欄は貸与・譲渡先の担い手の氏名を記入すること。
- 注3: 事業を実施しようとする果樹園の所有者が、転換計画作成者と異なる場合は、所有者の氏名を「園地の所有者」欄に記入すること。
- 注4: 現在、植栽されている品目・品種を伐採する果樹園が、農地に係る相続税の納税猶予制度又は生前^終括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用を受けている農地である場合は「特例農地」の欄に○印を記入すること。

注5： 農業者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に当該果樹園がある場合、その所在地を管轄する産地協議会(生産出荷団体、市町村)の名称等を「出作地」の欄に記入すること。

III 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書(契約書)等

(支援対象者→事業実施者)

別紙参考様式第2号 ○○年度果樹先導的取組支援事業実施計画（兼実績報告）

(事業実施者→事業実施主体（本要綱Iの第2の2（3）の場合）)

都道府県名

I 実証実施者（支援対象者等）

団体名	所在地

II 大規模実証の内容

--

III 実証園地の概要

個別番号	園地番号	園地の所在地	品目	品種名	圃場面積(m ²)	補助対象とする内容	事業費(円)	うち消費税率相当額(円)	補助金(円)	補助率	事業実施期間		園地管理者の課税区分	備考欄
											事業着手(予定)年月日	事業完了(予定)年月日		
計														

※ 園地番号は 1-①、1-② 等の枝番で処理しても可。

添付資料

- (1) 別添1
- (2) 事業実施園の配置図
- (3) 見積書（契約書）等

別添1（別紙参考様式第2号）

第1 事業計画総括表

都道府県名：_____

支援対象者等名：_____

大規模実証の内容：_____

条件設定	圃場面積（m ² ）	事業費（円）	消費税相当額（円）	補助金（円）	備考
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					
合計					
事業の実施要件（受益面積がおおむね200a以上）を満たしている場合○を記入	○				

注1：条件設定の欄には、第2の4のイに記載した整理番号を記入すること。

注2：消費税相当額の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円　うち補助金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円　うち補助金〇〇円」）を記入すること。

第2 事業の実施方針

1 地域の農業生産の概要

2 事業実施の必要性及び目的

（現在の状況について、問題点・課題を含めて記入すること。）

3 実証成果の公表

目標年度	令和 年度
(実証の成果の公表時期および公表の形式について具体的に記入すること。)	

※ 実証成果の公表は、事業実施年度の翌年度までに実施すること。

4 実証の内容

ア 事業実施期間

	年月日
事業着手開始予定	
事業完了予定	

イ 条件設定

整理番号	実証条件	資材の種類	資材名	その他	備考欄
(1)	例) かん水施設	例) 透過性シート	例) タイベックシート		
(2)					
(3)					
(4)					

※ 実証の条件設定について具体的に記載すること。

ウ 調査項目

整理番号	収量（出荷量）	糖度及び酸度	等階級（ブランド率等）	作業性	受益面積（m ² ）	備考欄
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

注1: 調査項目は、実証に必要な項目を適宜記載すること。

注2: 評価報告時に、イの条件設定の整理番号に対応する各項目の結果を記載すること。

注3: 受益面積は5の記載内容と対応させること。

5 実証園地の概要

園地 番号	実証試験参加 者の氏名	品目	品種名	条件設定の 整理番号	圃場面積 (m ²)	補助対象とする内容（資 材名）	事業費 (円)	うち消費税 相当額(円)	補助金 (円)	園地管理者の 課税区分	備考
1											
2											
3											
		小計									
4											
5											
6											
		小計									
7											
8											
9											
		小計									
		合計				(1)の合計					
						(2)の合計					
						(3)の合計					
						(4)の合計					
						総計					

注1： 園地番号は「別紙参考様式2号」と対応させること。

注2： 園地管理者の課税区分は、当該園地を管理する農業者が「免税業者」、「簡易課税業者」、「一般課税業者」のいずれに該当するかを記載すること。

第3 添付資料

- (1) 事業実施園の配置図
- (2) 見積書（契約書）等
- (3) 事業（調査）実施のスキーム図
- (4) その他、事業実施主体の求めに応じて必要な書類を提出すること。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業実施計画の(変更)承認申請について

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画について関係書類を添えて(変更)承認申請します。

※別添書類として、次の写しを添付する。

(技術の実証の取組を実施しない場合は、5を除く)

(技術の実証の取組のみ実施する場合は、2、3及び4を除く)

- 1 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考記様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))
- 2 支援対象者の住所地を区域内にもつ産地協議会が策定した果樹産地構造改革計画
- 3 2の果樹産地構造改革計画の承認文書
- 4 産地協議会の事前確認報告書
- 5 都道府県果樹農業振興計画

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会

理事長 殿

(本要綱I第2の2(3)の場合)は事業実施主体)

住所
氏名

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく関係書類を添えて(変更)申請します。

※別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))の写しを添付する。

番 号
年 月 日

事業実施主体名

代表

殿

住所

社団法人〇〇県（道）果実生産出荷安定基金協会
理事長

果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書

貴協会の業務方法書第〇条に基づき、果樹先導的取組支援事業補助金〇〇〇円を交付されたく下記のとおり関係書類を添えて（変更）申請します。

記

- 1 支援対象者からの果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する
権限の委任を証する書面 ……別添1
- 2 支援対象者別の果樹先導的取組支援事業補助金（変更）明細書……別添2

注1：農業協同組合長等がその他の農業者が組織する団体の委任を受けて代理申請する場合は、本様式の別紙に準じた実施計画、同意書及び支援対象者別明細書を添付する。

注2：別添書類として、〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画
(別紙参考様式第1号又は別紙参考様式第2号
(技術の実証の取組)) の写しを添付する。

別添 1 (別紙参考様式第 5 号関係)

年 月 日

委任状

住所
氏名

私どもは、上記の者を代理人と定め、貴協会の業務方法書第〇条に基づく果樹先導的取組支援事業補助金の交付申請、請求、受領、返還に関する権限について委任します。

(委任者一覧)

果樹先導的取組支援事業補助金(変更)明細書

注1:「改権」は別紙2第2の1(6)、(8)の取組、「新権」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とみなす。

注2:計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

番 号
年 月 日

社団法人〇〇県(道)果実生産出荷安定基金協会
理事長 殿
(〇〇〇産地協議会経由(技術の実証の取組を除く))
(本要綱I第2の2(3)の場合)は事業実施主体

住所
〇〇〇生産出荷組合
代表理事組合長

果樹先導的取組支援事業補助金実績報告兼補助金支払請求書

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1別紙2のI第7の3、〇〇業務方法書及び貴協会の業務方法書に基づき、果樹先導的取組支援事業の実績について別添のとおり報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。
※(また、請求のとおり支払われるときには、受領代理人〇〇(例えば、県信用農業協同組合連合会理事〇〇)あてに支払われたく申し添えます。)

注1:別添書類として以下のものの写しを添付する。

(1) 〇〇年度果樹先導的取組支援事業実施計画(兼実績報告)
(別紙参考記様式第1号)
(別紙参考様式第2号(技術の実証の取組))

(2) 果樹先導的取組支援事業に係る事後確認報告書

注2:果樹先導的取組支援事業補助金の受領に関する権限と受領以外に関する権限とが異なる者に委任された場合には、※の箇所に、受領に関する権限の委任を受けた者の住所及び氏名を記入する。